

Nさんは認知症の妻を介護しています。何でもテキパキとできていた妻が、64歳で認知症になりました。曜日が分からず、靴の左右が分からず、買い物をして品物を袋に入れることができなくなりました。

食事、入浴、トイレ、衣服の着脱が不可能になるまでのスピードは、驚くほど速かったそうです。

妻は、自分自身に対する不安感、恐怖感に襲われ「お父さん、私はこれからどうなるの。ねえ、どうなるの」「お父さんどこへも行かないでね」このような言葉を一日に何度も繰り返したそうです。

ある日、Nさんが妻を連れて外出した時、妻がトイレに行きたい様子なので、妻と一緒に女性の方に入ろうか、男性の方に入ろうかと迷っていたとき、近くにいた女性がその様子を察して「トイレですか？ よかったら私がお連れしましょう。ご自分でどこまでできますか」と声をかけてくれました。

Nさんは、妻の尊厳を否定せず、「ご自分でどこまでできますか」と、救いの手を差

し伸べてくれた、この女性のしなやかな愛に感動したそうです。

今日「若年性認知症」と言われる人が増えつつあるなかで、誰でも年齢に関わらず同じ症状になる可能性がありま

す。

このような方々が利用できるグループホームが次々と整備されていますが、施設を利用している人たちが、人間としていかに尊重されているかが大切です。

認知力が衰えた人であっても、心の中には豊かな感情を保っています。この感情を共有することが、認知症ケアの基本だと思っています。

病気と闘うのは患者よりも介護者であり、いかなるときでも敬意をもって相手に接することが、人間の尊厳を守ることに成るといふことを、いま一度みんなで考えてみたいものです。



ごまじがとうた

次の方々からご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。(順不同 敬称略)

まごころ銀行へ

■個人

- 栗田和子 (大町)
- 武本敏則 (高田)
- 杉野武清 (国安)
- 石井 満 (国安)
- 玉井一男 (丹原町高松)
- 笹本陽地 (壬生川)
- 佐伯綾子 (東京都文京区)

■各種団体

- 西条レクバレー協議会
- 鳳凰歌謡クラブ
- (株)こっこー
- 周桑衛生企業組合
- 小松山草会・小松盆栽教室

中国の書画が寄贈されました

4月18日に西条市出身で、現在京都市在住の藤原素子さんから中国の書画100点が寄贈されました。

藤原さんは氷見の生まれで、中学校教員を経て1953年中国に渡航。河北省保定市で大学図書館司書、大学講師などを勤め、日本の国会議員に相当する中国人民政治協商会議全国委員などの要職も歴任された、半世紀以上にわたって日中友好の橋渡しにご尽力されてきた方です。

今回、寄贈いただいた書70点、絵30点は、現代中国を代表する作家や著名人から直接もらった作品が多く、西条市としまでも、貴重なこれらの作品をさらなる日中友好に役立てていきたいと考えています。

6月1日 「人権擁護委員の日」

みんなで築こう 人権の世紀

一考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心一

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。私たちの街の相談パートナーとして人権擁護委員は、さまざまな活動をしています。

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方務局 (TEL0570-003-110) までご相談ください。

西条市の人権擁護委員

○清末昭宏 (朔日市)	○宮内哲彦 (明屋敷)
○今井 幸 (大町)	○井門喜代美 (下島山甲)
○加藤義範 (大町)	○荒井宏子 (洲之内)
○真鍋祐子 (大町)	○芥川茂子 (楠)
○篠原紀昭 (今在家)	○川又由美恵 (河原津)
○渡部三枝子 (石延)	○秋山節子 (丹原町池田)
○桑村啓子 (丹原町寺尾)	○日野克彦 (小松町新屋敷)
○織田敦子 (小松町妙口)	

人権相談は、毎月実施しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。日程や実施場所については、定期無料相談(27ページ)に掲載しています。